

大分市とKDDI株式会社との地域活性化を目的とした連携に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）とKDDI株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化を図るため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を推進し、双方の資源（乙のIoT及びLTE、5G等のICT技術を含む）を有効に活用することにより、甲の地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に定める事項について、相互に連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1） ICT技術を活用した災害対策に関する事項
- （2） ICT技術を活用した1次産業の活性化・効率化に関する事項
- （3） その他甲及び乙が認める地域の活性化及び市民サービスの向上に関する事項

2 甲及び乙は、第1条に定める目的の達成に向けた前項各号に定める事項にかかる相互の連携の検討にあたり、法令の範囲内において、甲においては地元企業及びその他関係者の、乙においてはグループ会社及び事業提携先の、それぞれが有する情報資産及び人的資源の活用を努めるものとする。なお甲及び乙は、本協定が、甲及び乙に対し情報資産及び人的資源の提供を何ら義務付けるものではないことを予め相互に確認する。

3 本協定の履行について甲及び乙が要した諸費用は、各当事者の自己負担とする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、前条各号の事項について、連携及び協力して実施することに合意したときは、当該事項の具体的な取り組み内容および実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意（以下「正式契約」という。）の上、別途取り決めるものとする。なお、甲及び乙は正式契約の締結について何らの義務を負うものではないことを予め了承し確認する。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間が満了する日の1箇月前までに、甲及び乙より別段の書面による通知が無い場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(秘密保持義務)

第5条 甲及び乙（本条において以下「受領者」という。）は、本協定に基づく連携及び協力を実施するに当たり、相手方（本条において以下「開示者」という。）から提供を受け又は知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

2 本条にいう「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。

(1) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。

(2) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。

(3) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの。

(4) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。

3 甲及び乙は、その役職員（いずれも退職者を含む。以下同じ。）に対し、第1項の秘密保持義務を負わせるものとし、その役職員がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。

4 本条の規定は、本協定終了後5年間、有効に存続するものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上書面による合意にてこれを定めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月20日

甲：大分県大分市荷場町2番31号
大分市長 佐藤 樹一郎



乙：福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5
紙与博多ビル6階
KDDI株式会社
理事 九州総支社長 三井 智

